

# 指摘事項

## 認知症対応型通所介護

令和8年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例

(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

## 「地域密着予防条例」

鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための  
効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成24年12月21日鳥取市条例第46号)

# ◎根拠条文

---

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」  
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する  
基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の  
額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成18年3月31日)

「処遇改善通知」

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理  
手順及び様式例の提示について(令和7年度分)(老発0207第5号  
令和7年2月7日)

# ☆内容及び手続の説明及び同意

■重要事項説明書について、認知症対応型通所介護の利用定員、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。（条例第81条で準用する第10条、予防条例第11条）

認知症対応型通所介護事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用者がサービスを選択するために必要な事項について、分かりやすい文書を交付し懇切丁寧に説明し同意を得る必要があります。

# ☆勤務体制の確保

■職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を定め、従業者に周知・啓発すること。また、相談対応の窓口を労働者に周知すること。（条例第81条で準用する第60条の13、予防条例第28条）

適切な認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる必要があります。

# ☆サービス提供体制強化加算

■サービス提供体制強化加算について、**算定の根拠となる職員の割合等のわかる書類を整備**しておくこと。（老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の4（20））

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。

届出を行った月以降についても、毎月記録する必要があります。また、所定の割合を下回った場合は、加算の取り下げの届出が必要です。

# ☆介護職員等処遇改善加算

■処遇改善加算Ⅱについて、介護職員の資質向上の支援に関する計画を策定し、その内容を全ての介護職員に周知すること。（処遇改善通知 3④（キャリアパス要件Ⅱ）一、二）

（キャリアパス要件Ⅱ）次の一及び二を満たすこと。

一 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JTT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

二 一について、全ての介護職員に周知していること。

# ☆介護職員等処遇改善加算

■介護職員等処遇改善加算について、介護サービス情報公表システム等を利用し、加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表すること。（処遇改善通知 3 ⑧（職場環境等要件））

（職場環境等要件）

職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。